

令和 7 年 3 月 25 日

令和 7 年登米市議会定例会 3 月特別議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
報 告 第 5 号	令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第1号）に係る専決処分の報告について	5
報 告 第 6 号	登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	7
報 告 第 7 号	登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	10
報 告 第 8 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について	13
議案第36号	令和6年度登米市一般会計補正予算（第10号）	別冊
議案第37号	令和6年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）	別冊
議案第38号	令和6年度登米市介護保険特別会計補正予算（第5号）	別冊
議案第39号	令和6年度登米市土地取得特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第40号	令和7年度登米市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第41号	令和7年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第42号	登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	15

報告第5号

令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第1号）に係る 専決処分の報告について

令和7年3月17日、令和7年度登米市一般会計補正予算（専決第1号）について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年3月25日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

令和 7 年度登米市一般会計補正予算（専決第 1 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 17 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

(別冊)

報告第6号

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専決処分の報告について

令和7年3月14日、登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年登米市条例第38号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年3月25日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 14 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年登米市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 7 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 28 条に規定する小規模保育事業所 A 型若しくは小規模保育事業所 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必

要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第17条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第7号

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に係る専
決処分の報告について

令和7年3月14日、登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例(平成26年登米市条例第39号)の一部を改正する条例について、
別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の
規定により報告する。

令和7年3月25日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 14 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

登米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年登米市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 1 項中「第 42 条第 3 項第 1 号」を「第 42 条第 3 項」に改める。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者は、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

報告第8号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の一部を改正する条例に係る専決処分
の報告について

令和7年3月14日、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年登米市条例第23号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年3月25日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 14 日

登米市長 熊 谷 盛 廣

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年登米市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例について

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年登米市条例第45号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「第 2 項中「3 歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第 2 項」に改める。

第 15 条第 1 項中「規則で定める者」の次に「（第 19 条第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 19 条を第 21 条とし、第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第 19 条 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 20 条 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の登米市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

